

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年12月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条区民部の款総務課の項第5号中「(伏見区役所を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成21年12月28日から施行する。

(行財政局人事部人事課)